

令和5年第2回定例会（6月議会）  
建設部 提出資料

令和5年6月13日  
建設部

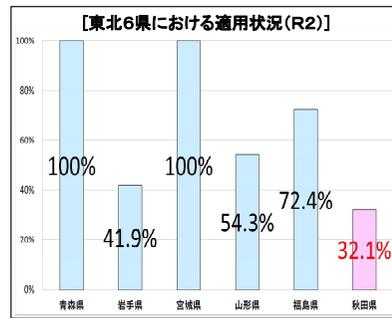
建設委員会  
【所管関係】

- 技術管理課 工事品質を確保し、担い手確保策としても有効な総合評価落札方式の運用について・ 1
- 下水道マネジメント推進課 秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業について . . . 3

# 工物品質を確保し、担い手確保策としても有効な総合評価落札方式の運用について

## 1 これまでの経緯等

- ◎公共工事の品質確保と技術力を備えた企業の育成を図るため、「総合評価落札方式」をH17年度から導入
- ◎近年の適用状況等を踏まえ、昨年度、総合評価WGを設置し、より効率的・効果的な運用等に向けた検討を実施
- ◎本方式の導入に伴い、工事の品質等が確保されてきていることから、課題に対する改善策を講じつつ、今後、本方式の適用拡大を図ってきたい



### 当面の取組目標

【R4年度】※建設部を対象

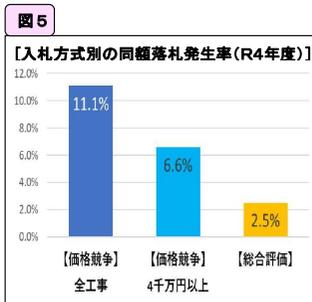
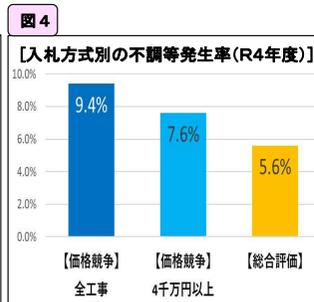
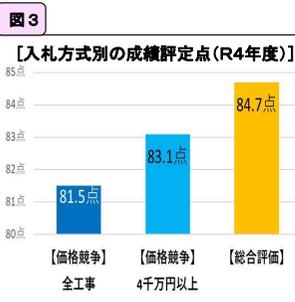
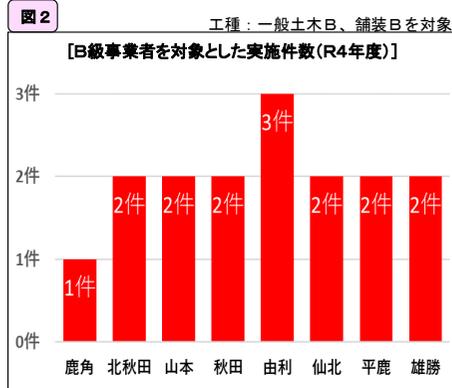
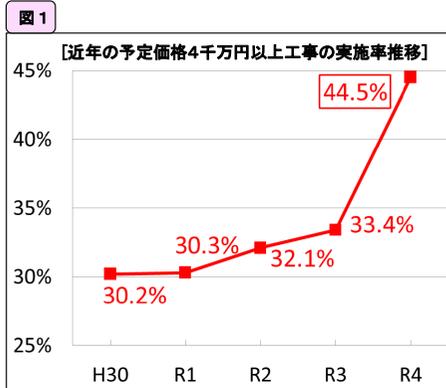
- ・対象期間を年内から年度内とし、予定価格4千万円以上の工事について、**全件数の50%以上**で実施
- ・B級事業者(一般土木・舗装)を対象に、**各振興局2~3件程度**で実施

【R5年度】※建設部・農林水産部を対象

- ・予定価格4千万円以上の工事について、**全件数の50%以上**で実施
- ・B級事業者(一般土木・舗装)を対象に、**全件数の10%以上**で実施

## 2 取組目標に対する実績と本方式の効果

- 予定価格4千万円以上の工事について、R4年度の実績は過去最高値を更新 ⇒【図1】
- B級事業者への適用についても、概ね目標件数を実施 ⇒【図2】
- 本方式を適用した工事は、価格競争と比べ、成績評定点が高い ⇒【図3】
- 不調・不落や調査基準価格等との同額落札の発生も価格競争よりも少ない ⇒【図4・5】



## 3 本方式の課題と対応方針

- 恒常的な担い手の不足、女性技術者の活躍機会への配慮
- 実績を有しない企業が受注しにくいことの懸念
- 本方式を適用すること、適用を拡大することによる事務負担の増加

### I 担い手確保・女性活躍促進等

※適用予定時期：R5.8.1～

#### ★簡易型の評価方法の改正

⇒更なる担い手確保や女性技術者の活躍促進、企業の実績をより適切に評価するための評価基準の改正を実施

##### 【主な改正内容】

- ・女性技術者の勤務形態(家事・育児の実施、学校行事への参加等)を踏まえ、「女性技術者の在籍の有無」に関する評価を追加
- ・賞上げ実施企業の個別事情に応じた評価方法の見直し等

### II 本方式の受注機会拡大

※適用予定時期：R5.8.1～

#### ★「企業チャレンジ型(仮称)」の試行

⇒本方式の受注機会拡大を図るため、過去の実績にとらわれずに総合評価にチャレンジできる方式を試行

##### 【評価対象から割愛する項目】

- ・工事成績評定点、優良工事表彰、災害訓練、モデル工事の取組、登録基幹技能者の配置

##### 【対象工事】

- ・工種：一般土木A
- ・予定価格：4千万円以上1億円未満
- ・実施件数：各地域振興局1件程度

### III 受発注者双方の負担軽減

※適用予定時期：R5.8.1～他

#### ①技術資料等提出資料の削減

⇒新たな統一様式の適用による技術資料等申請書類の大幅削減  
【現行：16種類 → 適用後：1種類】

#### ②簡易型の評価項目の整理

⇒品質確保・向上の観点重視した上での評価項目の整理

#### ③審査の仕方の工夫、「簡易確認型(仮称)」の試行

⇒1者入札となった案件の審査省略、評価点上位の入札参加者のみに技術資料提出を求める方式の試行

#### ④技術審査資料の作成等に係る外部委託制度の試行

# <参考>

## ☆簡易型の評価方法の改正

評価項目	改正内容	改正後評価基準・配点
1.企業の施工実績	・評価対象期間を10年間から15年間に拡大	・変更なし 2点
4.企業のCCUSへの取組	・「活用」における運用事項の明確化	・変更なし 1点
6.災害時の配備体制及び訓練実績	・評価項目を「災害協定に基づく活動実績」に改め、「過去5年間の災害協定に基づく応急対策業務の活動実績」に対する評価に見直し	・同一管内 1点 ・同一管内以外 0.5点
7-(1)企業の雇用に関する実績 7-(2)企業の雇用に関する姿勢	・評価項目を「企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組」に改め、4項目の必須評価に見直し  ①「女性技術者の在籍」を追加  ②新卒者の定義、配点の見直し  ④職業体験等の実施実績の運用を明確化	①女性技術者の在籍 ・監理技術者等の有資格者 1点 ・技士補等の有資格者 0.5点  ②新卒者、離職者の雇用実績 ・2名以上 2点 → 1点 ・1名 1点 → 0.5点  ③ワークライフバランス企業認定等の取得 ・変更なし 1点  ④職業体験等の実施 ・変更なし 1点
8.モデル工事等への取組	・「準週休2日制工事」の評価基準を追加	・完全週休2日 1.0点 ・準完全週休2日 0.75点 ・4週8休以上 0.5点
10.賃金水準向上に向けた取組	・税理士又は公認会計士等の第三者による確認資料を提出することにより、企業個別の事情に応じた3ケースを評価対象に追加	・変更なし 2点
17.若手・女性技術者の育成	・若手技術者の定義を40歳未満から45歳未満に変更	・変更なし 2点
18.技術者の施工実績	・評価対象期間を10年間から15年間に拡大 ・現場代理人(有資格者)の実績を追加	・変更なし 2点
19.技術者の工事成績評定点	・現場代理人(有資格者)の実績を追加	・変更なし 3点
22.登録基幹技能者等の配置	・配点の見直し	・登録基幹技能者の配置 2点 → 1点 ・技能士等の配置 1点 → 0.5点

## ■「7-(1)企業の雇用に関する実績」、7-(2)企業の雇用に関する姿勢」の改正内容

○「企業の雇用に関する実績・姿勢」評価について、建設業界が中長期的に女性活躍や担い手確保に取り組みよう見直しを行う。  
⇒ 女性技術者の勤務形態(家事・育児の実施、学校行事への参加等)を踏まえ、「女性技術者(有資格者)の在籍の有無」に関する評価を追加  
⇒ 「企業の雇用に関する実績」「企業の雇用に関する姿勢」と統合し、4項目から成る必須評価とする。

### 【現行】

「企業の雇用に関する実績」	評価基準
新卒者又は離職者の雇用実績	新卒者又は離職者の2名以上の雇用実績 新卒者又は離職者の1名以上の雇用実績
ワークライフバランス企業認定等の取得	2つ以上の認定等実績 1つの認定等実績
職業体験等の実施	職業体験等の実施

又は

「企業の雇用に関する姿勢」	評価基準
女性技術者の在籍	主任(監理)技術者の資格を有する女性技術者の在籍 技師補等の資格を有する女性技術者の在籍
新卒者又は離職者の雇用実績	新卒者又は離職者の2名以上の雇用実績 新卒者又は離職者の1名以上の雇用実績
ワークライフバランス企業認定等の取得	2つ以上の認定等実績 1つの認定等実績
職業体験等の実施	職業体験等の実施

企業が実績又は姿勢を評価  
又は  
企業が実績又は姿勢から選択

### 【見直し】

「企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組」	評価基準
女性技術者の在籍	主任(監理)技術者の資格を有する女性技術者の在籍 技師補等の資格を有する女性技術者の在籍
新卒者又は離職者の雇用実績	新卒者又は離職者の2名以上の雇用実績 新卒者又は離職者の1名以上の雇用実績
ワークライフバランス企業認定等の取得	2つ以上の認定等実績 1つの認定等実績
職業体験等の実施	職業体験等の実施

女性技術者の在籍を追加  
4項目の必須評価に見直し

## ■「10 賃金水準の向上に向けた取組」の改正内容

○令和4年7月より導入した「企業の賃金水準の向上に向けた取組」評価について、賃上げを実施した企業を評価するとの趣旨に沿った対応を図るため、現行の標準的な方法(①社員への支払い賃金の総額で評価)に加え、企業の個別の事情に応じた評価が可能となるよう、評価基準の見直しを行う。

### 【概要】

➢ 対象:簡易型  
⇒ 現行:「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」により、社員への支払い賃金の総額により評価  
⇒ 見直し:現行に加え、税理士又は公認会計士等の第三者による確認資料を添付することを前提に、企業の個別の事情に応じた3ケースを評価対象に追加

評価対象社員	継続雇用社員			比較する2年間で連続雇用していない社員		その他の雇用形態		...
	役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パートアルバイト	
所定内給与	基本給	③	④					
各種手当 (住宅手当、家族手当)								
時間外手当								
賞与								
...		①	②					

- 【評価ケース】
- ①:社員への支払い賃金の総額で評価 } 現行
  - ②:継続雇用している正社員への支給額で評価
  - ③:時間外手当や賞与等を除いて評価
  - ④:継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価 } 追加

# 秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業について

## 1 概要

国土交通省「下水道リノベーション計画」および環境省「脱炭素先行地域」の選定を受けて、秋田臨海処理センター（以下、「センター」という）を含む向浜地区の公共施設群における消費電力の脱炭素化と自立化を進めることで、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、電気料金の低廉化等による下水道事業の経営改善を目指す。

## 2 事業内容

センターの敷地内に再エネ発電設備や蓄電池等を導入し、センターと向浜地区の公共施設群へ自営線により再エネ電力を供給する。

事業者は設計・施工・運営を一体で請け負うPPP/PFI方式により選定する。

建設費	事業内訳
約66億円	消化ガス発電 太陽光発電 風力発電 蓄電池等 エネルギーマネジメントシステム 自営線等
※うち環境省交付金 約48億円	

## 3 スケジュール

- 令和4年度 環境省「脱炭素先行地域」選定  
再エネ導入基本設計、風況観測等  
〔以下、予定〕
- 令和5年度 事業実施者選定に係る実施方針公表  
総合評価落札方式入札公告  
落札候補者決定
- 令和6年度 契約締結、建設工事着手  
事業運営を行う特別目的会社設立
- 令和8年度 建設工事完了
- 令和9年度 運用開始（20年間）※特別目的会社が運営

## 4 事業全体図

